

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 第34次改訂版 正誤表

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。(訂正箇所は、傍線と網掛けで示しました。)

正		誤	
消費設備の種類	イ 第四十四条第一号に掲げる消費設備 ロ 第四十四条第二号に掲げる消費設備	消費設備の種類	イ 第四十四条第一号に掲げる消費設備 ロ 第四十四条第二号に掲げる消費設備
調査を行う事項	(1) 略 (2) 第四十四条第二号イ(7)第十四条第一号(地下室等に係る配管)ホリエチレン管を使用したものを除く。(の部分を及び亜鉛めっきを施した配管(防しよくテープを施したものを含む、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。)に限る。(に係る部分に限る。)及び(8)地下室等に係る部分に限る。(に掲げる基準に関する事項	調査を行う事項	(1) 略 (2) 第四十四条第二号イ(7)第十四条第一号(地下室等に係る地下室等に係る配管)ホリエチレン管を使用したものを除く。(の部分及び亜鉛めっきを施した配管(防しよくテープを施したものを含む、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものを除く。)であつて地盤面下に埋設したもの(地下室等に係る配管の部分を除く。)に限る。(に係る部分に限る。)及び(8)地下室等に係る部分に限る。(に掲げる基準に関する事項
調査の回数	(略) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び一年に一回以上	調査の回数	(略) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び一年に一回以上

(149頁～150頁)

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

(149頁～150頁)

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 法第二十七条第一項第二号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。